

地方独立行政法人三重県立総合医療センターの業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務方法書の記載事項)

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 法人の定款に規定する業務に関する事項
- 二 業務委託の基準に関する事項
- 三 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 四 前三号に定めるもののほか、法人の業務の執行に関し必要な事項

(中期計画の認可の申請等)

第3条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画（同項前段に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画における最初の事業年度開始の日の60日前までに、当該中期計画を添付した申請書を知事に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(中期計画に定める業務運営に関する事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 施設及び設備に関する事項
- 二 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項
- 三 前二号に定めるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

(年度計画の記載事項等)

第5条 法人は、法第27条第1項前段に規定する年度計画（以下「年度計画」という。）には、中期計画において定められた事項のうち当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績報告)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例（平成23年三重県条例第2号）第1条に規定する委員会をいう。以下この

条及び第8条において「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に、年度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る事業報告書の記載事項)

第7条 法人は、法第29条第1項の中期目標に係る事業報告書には、当該中期目標において定められた事項ごとにその実績を記載しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に、当該中期目標に定められた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(特定償却資産の指定)

第9条 知事は、法人が業務のために取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を特定償却資産(地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号。第10条において「会計基準」という。))の規定により、減価償却相当額を損益計算上の費用に計上せず、資本剰余金を減額する償却資産をいう。)として指定することができる。

2 法人は、前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、当該償却資産の減価額に相当する額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第12条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度(次項及び次条において「期間最後の事業年度」という。)に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第四項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 承認を受けようとする金額
- 二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容
- 2 前項の申請書には、期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手続)

- 第13条 法人は、法第40条第6項に規定する残余があるときは、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、同項の規定により納付しなければならない額(以下「納付金」という。)の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。
- 2 前項の納付金は、知事が別に定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の借入れ等の認可の申請)

- 第14条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金の借入れの認可を受けようとするとき、又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 借入れ又は借換えを必要とする理由
 - 二 借入金の額
 - 三 借入先
 - 四 借入金の利率
 - 五 借入金の償還の方法及び期限
 - 六 利息の支払の方法及び期限
 - 七 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

- 第15条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産(地方独立行政法人三重県立総合医療センターに係る重要な財産を定める条例(平成23年三重県条例第47号)に規定するものをいう。)を譲渡し、又は担保に供すること(以下この項において「処分等」という。)について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 処分等に係る財産の内容及び予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあっては、適正な見積価額)
 - 二 処分等の条件
 - 三 処分等の方法
 - 四 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

(特定地方独立行政法人の常勤職員数の報告)

第16条 法第54条第1項の規定による報告は、常勤職員数報告書（別記様式）を提出して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

- 2 法人の成立後最初の中期計画の認可の申請に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画における最初の事業年度開始の日の60日前までに」とあるのは「法第25条第1項の規定による知事の指示を受けた後遅滞なく」と読み替えるものとする。